

高松市立香川第一中学校いじめ防止基本方針

1 基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、重大な人権侵害であるとともに、「どの生徒にも、どの学級・部活動にも起こりうるものである」という共通認識に立たなければならない。生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止や早期発見、いじめへ早期かつ適切な対応への対策を推進する。

そして、全ての生徒が、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについての理解を深め、「いじめを行わない」「いじめを認識しながら放置することがない」といった人物へ成長しなければならない。また、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、教育委員会その他の関係者との連携しながら、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

2 いじめの定義

この方針において、いじめは、「当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する（いじめ防止対策推進法第2条）。

また、具体的ないじめの態様として以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、させられたりする 等

3 いじめ防止等に係る基本方針

(1) いじめの未然防止

全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒の規範意識の醸成に努めるとともに、生徒会活動や勤労体験等の自治的・体験的な活動を通して、自尊感情や自己有用感、達成感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

平素から生徒の変化を見逃さないよう見守るとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わる。また、アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを安心して訴えられるようにし、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合は、教育的配慮のもと、速やかに対処する。

また、いじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめを行った生徒にはその行為に対して毅然として指導する。そのため、特定の教職員で抱え込まず、保護者や関係機関の協力を得て、組織的に対応する。

(4) 教職員の指導力の向上

いじめ防止に係る校内研修を実施するとともに、管理職が随時情報発信することで、いじめに関する教職員の意識啓発と指導力の向上に努める。

(5) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携を図る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働できる体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめを行った生徒に対する指導の効果を上げるためには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

(7) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに高松市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに再発防止に努める。

4 いじめに係る組織

以下の構成員による「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止、いじめへの対応に関する措置を講じる。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当教員、該当学年主任、人権・同和教育主任、スクールカウンセラー（以下S C）、スクールソーシャルワーカー（以下、S S W）、その他校長が必要と認める者
--

5 具体的取組

(1) いじめの未然防止

- ① 「道徳の時間」を中核に道徳教育の充実に努め、いじめは重大な人権侵害であることや生命の尊重等について継続的に学ぶ機会を設ける。
- ② ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを取り入れた学級活動や生徒会活動、総合的な学習の時間におけるボランティアや勤労体験等の自治的・体験的な活動を通して自尊感情や自己有用感を育むとともに、温かい学級づくり、仲間づくりに努める。
- ③ 人権弁論大会や人権尊重の視点に立った学級紹介等を通して自他を等しく認めさせ、いじめを許さない集団づくりに努める。
- ④ 情報モラルについて、道徳の時間や学級活動、技術・家庭科等でとりあげ、生徒のインターネット上でのいじめ防止に取り組むとともに、ネットトラブルやサイバー犯罪等について、P T Aの研修会や懇談会などの機会をとらえて周知し、保護者啓発に努める。
- ⑤ いじめ問題への教職員の指導力の向上を図るため、教育相談やいじめ問題の事例検討等の校内研修の充実に努める。
- ⑥ 関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 日常的な生徒観察や生活記録等での生徒との交流から、生徒の小さな変化を見逃さないように努める。
- ② 全校生徒を対象に、定期的にアンケート調査と教育相談を行うとともに、生徒指導委員会や教育相談部会を通して情報の共有化を図る。
- ③ 保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

(3) いじめの早期解決に向けた対応

- ① いじめを発見した場合（本人・関係者からの相談含む）は、一部の教職員だけで抱え込まず、必ず、学級担任・学年主任に報告する。学年主任は学年団生徒指導担当や学級担任と連携して事実関係の把握に努め、事実であれば生徒指導主事に報告し、生徒指導主事は管理職に報告する。その後、いじめ対策委員会で具体的な対応について検討する。
- ② いじめについては、加害生徒の認識が薄いケースも見られるが、あくまで被害生徒の心情を共感的に受け止めつつ、当事者及び関係者から事実関係を把握する。
- ③ いじめの態様が暴力や恐喝等、明らかな違法行為の場合は、警察等関係機関と連携し、対応について助言を受けながら、加害生徒について毅然とした指導を行う。
- ④ 事実関係を把握した後、被害・加害生徒双方ともに保護者に連絡し、いじめ解消に向けて協力を求める。
- ⑤ 「傍観者もいじめに加担しているのと同じである」という認識に立ち、他の生徒にも学級指導を行うとともに、必要に応じて学年・全校集会を開き、いじめ防止に係る意識啓発に努める。
- ⑥ 養護教諭やSCやSSWと連携し、被害生徒の心のケアに努めるとともに、加害生徒も何らかの心的要因があることから、必要に応じてカウンセリングを実施する。

(4) 重大事態への対処

- ① いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているような疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに高松市教育委員会への報告を行う。
- ② 重大事態が発生した場合は、いじめ対策委員会を開き、当該重大事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するため、適切な方法で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に必要な情報を適切に提供するとともに、高松市教育委員会を通じて市長に報告する。

(5) いじめ解決後の対応

- ① 具体的ないじめの行為が解消した後も、再発防止のために、学級担任をはじめ複数の教職員で被害・加害者双方の様子を注意深く観察する。
- ② いじめ解消後の被害生徒の心のケアや保護者の不安感解消のために、保護者と連携し、一定期間学校と家庭での様子について情報交換を行う。必要に応じてSCやSSWとも連携する。

6 その他

- (1) この基本方針は、平成26年3月1日より施行するものとし、実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 学校評価にいじめ問題への取り組みに係る項目を加え、適宜対応の有効性について検証する。